

NEWS LETTER

2022年1月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば、当事務所までお問い合わせください。

1

2022



- ◆コロナ禍で表面化した
中小企業の課題とその対応
- ◆女性活躍推進法における
行動計画の策定等の拡大
- ◆キャリアアップ助成金

サリーレグループ

〒371-0801 群馬県前橋市文京町3-25-12

【サリーレ労務管理事務所】

TEL : 027-253-7588 (代) / FAX : 027-253-7589

【サリーレ群馬税理士法人】

TEL : 027-223-8160 (代) / FAX : 027-223-1910

コロナ禍で表面化した 中小企業の課題とその対応

コロナ禍での事業活動で、さまざまな課題に直面した企業は少なくないでしょう。ここでは2021年10月に公表された調査結果*から、コロナ禍で表面化した中小企業等の課題とその対応状況をご紹介します。

課題はデジタル化への対応

上記調査結果から、中堅・中小企業においてコロナ禍で表面化した課題をまとめると、表1のとおりです。

【表1】コロナ禍で表面化した課題（複数回答、%）

デジタル化・オンライン化へのさらなる対応	53.6
既存事業の需要減少への対応	36.3
既存事業の需要拡大へのさらなる対応	22.9
サプライチェーンの多元化・強靱化	11.6
事業拠点の特定国・地域への集中の緩和	3.1
その他	7.8
特になし	14.2

財務省「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響とポストコロナに向けた新たな事業展開や需要創造等の対応（特別調査）」より作成

デジタル化・オンライン化へのさらなる対応が50%を超えました。また既存事業の需要減少への対応と、既存事業の需要拡大へのさらなる対応を課題とする企業を合わせると、60%近い割合になっています。

需要創造のための取組は

次に同調査結果から課題への対応として、中堅・中小企業の需要創造に向けた取組をまとめると表2のとおりです。

既存事業の強化が50%近い割合となりました。次いで、デジタルの活用・投資が40%を超えました。組織・人員体制の見直しや顧客・販

売先の多様化も20%を超えています。新規事業の立ち上げも20%近い割合です。

【表2】需要創造に向けた取組（複数回答、%）

既存事業の強化	49.8
デジタルの活用・投資	42.2
組織・人員体制の見直し	22.2
顧客・販売先の多様化	20.9
新規事業の立ち上げ	19.9
他社等との連携	16.1
M&Aの活用（合併・買収）	5.9
その他	2.1
対応・取組は困難	3.1
必要性を感じない	12.7

財務省「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響とポストコロナに向けた新たな事業展開や需要創造等の対応（特別調査）」より作成

経営資源不足が課題に

こうした需要創造の取組を進める上でのボトルネックをみると、専門的な人材や知識、ノウハウの不足が51.0%と半数を占めました。その他、人手不足が23.2%、職場内での認識・理解不足が16.9%、資金不足が7.3%などとなっています。中堅・中小企業において、経営資源不足が需要創造に向けた取組への課題となっていることがうかがえます。

新年を迎えるこの時期、今後の取組などについて、改めて考えてみてはいかがでしょうか。

*財務省「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響とポストコロナに向けた新たな事業展開や需要創造等の対応（特別調査）」

2021年9～10月に各財務局が全国計1,228社に対して行ったヒアリング結果をまとめたものです。うち中堅企業（資本金1億円以上10億円未満）は302社、中小企業（資本金1億円未満）は315社となっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.mof.go.jp/about_mof/zaimu/kannai/202103/tokubetsu.pdf

女性活躍推進法における 行動計画の策定等の拡大

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、
社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で分かりやすくお伝えします。



総務部長

2022年4月から女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定・公表の義務対象が、労働者数301人以上から101人以上の企業に拡大されると聞きました。この101人以上とは正社員の数で判断すればよいですか。



社労士

「常時雇用する労働者数」で判断することになっており、正社員だけでなくパートタイマーや契約社員、アルバイトなど、その名称に関係なく、無期契約の従業員、有期契約の場合は過去1年以上継続して雇用している従業員や1年以上継続して雇用する見込みの従業員を含みます。



なるほど。有期契約の従業員も労働者数に含める必要があるのですね。そうすると当社は101人以上になりそうです。どのようなことを準備すればよいのでしょうか。



取り組むべき事項は、大きく分けて3つのステップに分かれています。①女性労働者の活躍状況の把握と課題分析、②一般事業主行動計画の策定・社内周知・公表、③都道府県労働局へ届出・年1回の情報公表の3つです。

①は、自社における採用者に占める女性比率や労働者に占める女性比率、平均勤続年数の男女比、月別の平均残業時間数、管理職に占める女性比率など、自社の女性の活躍に関する状況を把握します。その上で把握した内容をもとに自社の課題を分析します。



活躍状況の把握と課題分析ですか。時間がかかりそうです。



確かに様々な数字の確認が求められますね。そして、②として状況把握、課題分析の結果から、女性活躍を推進するための計画期間、数値目標、取組内容、取組の実施時期を盛り込んだ行動計画を策定します。策定後には、すべての従業員に行動計画を周知し、自社のホームページに掲載するなど外部にも公表を行う必要があります。



次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画と同じように、周知・公表が必要なのですね。



最後に、③として一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届け出ます。また女性の活躍に関する情報公表として、定められた項目から1項目以上を選択して外部に向けて公表する必要があります。さらに公表した情報の内容は、おおむね1年に1回以上更新し、いつの情報なのかわかるように更新時期を明記することになっています。

ONE POINT

- ① 2022年4月から女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定・公表の義務対象が、301人以上から101人以上に拡大される。
- ② 2022年4月1日までに101人以上300人以内の企業は、一般事業主行動計画の策定・情報公表を行う必要がある。

キャリアアップ助成金のご案内

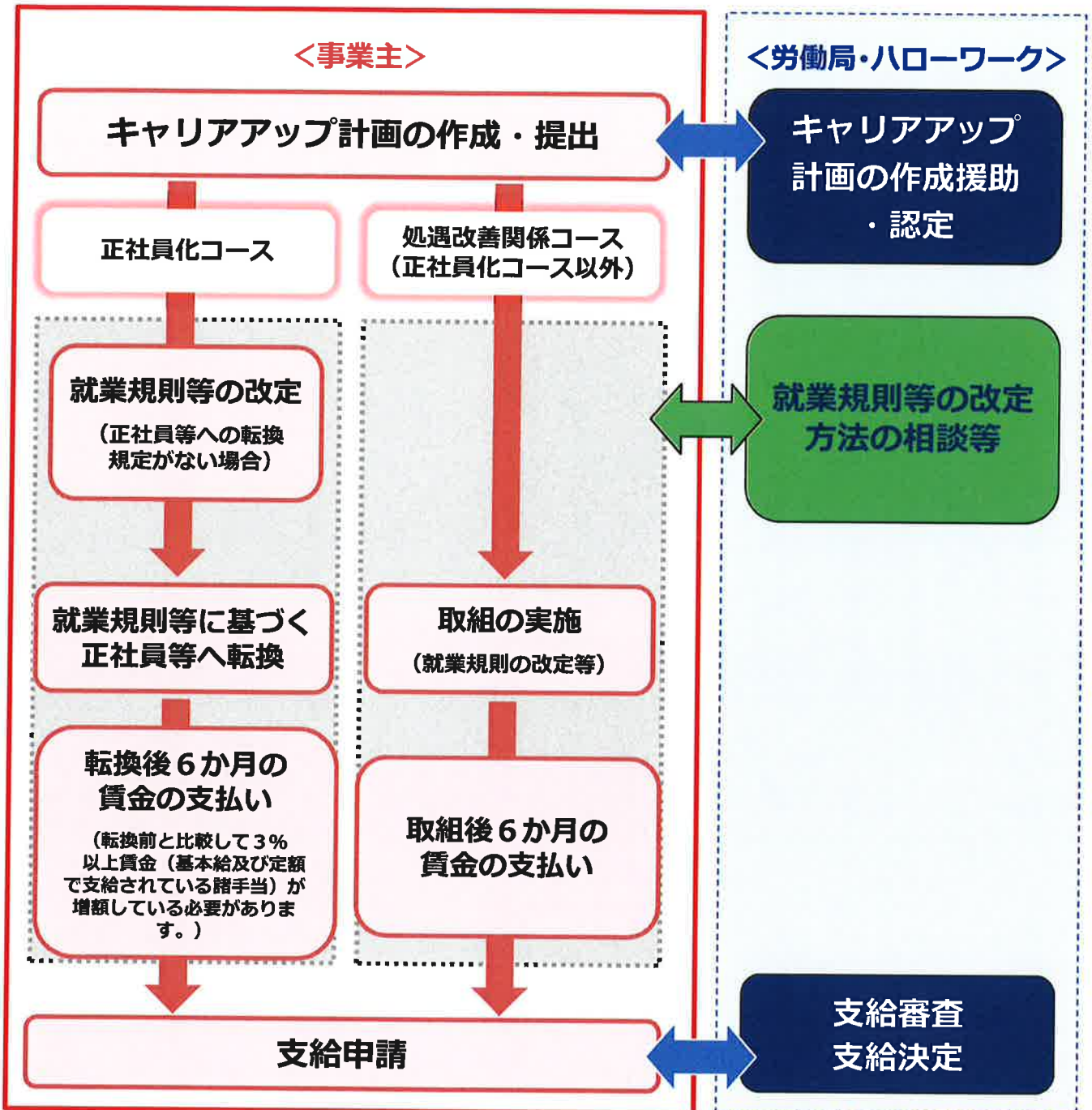
「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

Table with columns: 助成内容, 助成額, 中小企業の場合, 大企業の場合. Rows include: 正社員化コース, 障害者正社員化コース, 賃金規定等改定コース, 賃金規定等共通化コース, 諸手当制度等共通化コース, 選択的適用拡大導入時処遇改善コース, 短時間労働者労働時間延長コース.

- ◆ 生産性の向上が認められる要件は、厚生労働省HPT「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。
◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

受給までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、
各コース実施日の前日までに「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。



⑥ 家屋と償却資産の区分表

外から見えるもの

■ 主な設備等の例

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		
	中央監視設備	設備一式		◎		
	電灯コンセント設備 照明器具設備	屋外設備一式			◎	
		屋内設備一式		○		
	電力引込設備	引込工事		◎		
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎	
		上記以外の設備		○		
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎	
		配管・配線、端子盤等		○		
	LAN設備	設備一式		◎		
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎	
		配管・配線等		○		
	監視カメラ (ITV) 設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器			◎	
		配管・配線等		○		
避雷設備	設備一式		○			
火災報知設備	設備一式		○			
ナースコール設備	設備一式		○			
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		
		屋内設備(配管、受水槽、ポンプ等)、高架水槽	○			
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎	
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央給湯設備		○		
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎	
屋内の配管等			○			
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)		○			
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		
		上記以外の設備		○		
換気設備	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		
		上記以外の設備		○		
その他の 設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等	○			
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎	
上記以外の設備			○			
外構工事	外構工事	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		
		工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		

◎賃借人(テナント)の負担で取り付けた資産は申し出により全て償却資産として賃借人(テナント)が申告してください。

◎: 申告が必要な資産です。 ○: 家屋に含まれるため、申告不要です。